

神奈川県立川崎高等学校に係る部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- 平成 30 年 3 月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定された。文化庁が平成 30 年 12 月に「文化部のあり方に関する総合的なガイドライン」（以下、合わせて「国のガイドライン」とする。）を策定した。県及び県教育委員会では、前述のガイドラインに則り文化部活動を含め「神奈川県の部活動のあり方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を策定した。
- 県教育委員会では、前述のガイドラインに則り、県の方針を参考に「神奈川県立学校に係る部活動の方針」（以下「教育委員会の方針」という。）を策定し、文化部活動も準じて取組を進めてきたが、文化庁が平成 30 年 12 月に「文化部のあり方に関する総合的なガイドライン」を策定したことから、県及び県教育委員会は、県の方針を改定し、県教育委員会は、本方針を改定した。
- 神奈川県立川崎高等学校では、前述のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「神奈川県立川崎高等学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定し、本方針を改定した。
- 本方針は運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本校の教育目標等を踏まえ、顧問会議と協議の上で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、文書の配付や保護者説明会等を設けるなど、適切な手段、機会を設ける。
- エ 上記イの活動方針や活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会日程等）を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであるため、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きく、その運営は校長の適切な管理・指導・助言・環境整備のもとで行われる。
- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて

指導・助言を行うこと。

- ウ 部活動顧問は複数名配置することとし、部活動顧問間や部活動インストラクター等で役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、可能な範囲で部の目標の達成のために生徒を支援すること。
- オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について情報共有を図るよう努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた支援を行う。さらに、部共通の目標や活動方針の下、生徒それぞれが楽しみながら能力、体力、技術等をレベルアップできるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定について

休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。目安は以下の通りとする。

◎週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けること。

〔具体的な運用について〕

- ① 各部活動の状況により、練習場所や公式戦・コンクールの時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可とする。）以上の休養日を設けるようにする。

〔52日の考え方〕

- ① 平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日（祭日等を含む。）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

(2) 活動時間について

1日の活動時間は、長くとも平日3時間、週休日4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒の希望を踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」「仲のよい友達を作りたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定する。

多様な選択肢の部活動を設定するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動内容、予算、活動場所等の可能な範囲で環境の整備に努める。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会の精査について

顧問は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、生徒と協議の上で、参加する大会等を精査する。

6 取組の検証

本指針に示す県立学校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附則

この方針は、令和4年7月1日から施行する。